

1 学部の理念・目的・教育目標

(理念・目的等)

A群 学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成の目的の適切性

【理念・目的】 法学部の教育理念は、学習院大学の建学の精神にのっとり、深い学識と幅広い教養を身につけることを通して、豊かな人間性をはぐくみ、日本社会の発展を担いつつ国際社会の平和と安寧に寄与することのできる優れた人材を育成し、社会に送り出すための教育を行うところにある。

法学部における専門的知識の教育の主眼は、法と政治を中心とする専門分野を深く掘り下げながら、できるだけ広い視野で現代社会の諸現象・諸問題を把握し分析する、高度な能力を養うことにある。すなわち、温かい人間性を涵養しつつ、たえず真理を追求する気持ちを持ち失わずに、自分で問題を発見し、思考し、時宜に応じた判断を下す能力を育てることに主眼がある。

法学科においては、法の理念、法の体系としくみ、法による具体的争いの解決について学び、人間的な思いやりのあるリーガル・マインドを身につけ、社会のさまざまな分野で法的知識やリーガル・マインドを存分に発揮して活躍する優れた人材を育成することを教育の基本目的としている。政治学科においては、「スクール・オブ・ガヴァメント」の理念のもとに、各界のリーダーとなる優れた人材を育てることを基本目的としている。すなわち、政治学・国際関係・社会学の様々な科目を学ぶことを通じて、社会に対する深い洞察力と幅広い教養を備え、高い指導力と問題解決能力をもった人材を育成することを教育目標としている。

翻ってみるに、学生に対する教育支援の基本は学生の個性の尊重にある。両学科ともに、履修を組むに際しては、一人ひとりの人生設計の実現をサポートするために、多様な選択の余地があるように配慮している。もとより、法学部スタッフは、研究室においても、学生の求めに応じて質問に答え、相談にのり、助力を与えることを惜しまず、学生をバックアップするよう努めている。

【現状の説明】 法学科においては、人間的な思いやりを根底にしたリーガル・マインドを基礎にして、将来、司法界で活躍することを志す者、公務員を目指す者などをはじめ、社会のさまざまな分野で国際的なセンスを持ち、法学的知識を思う存分に発揮して国際社会に貢献する優れた人材を育てることを教育の基本方針としている。すなわち、人間に対する深い理解と法律的なものの考え方（より具体的に言うと、① 紛争の原因を公正な第三者としての立場で分析する能力、② 紛争を解決するための妥当なルールを法律の根拠に基づいて考える能力、③ 将来の紛争を予防するためのルールを考える能力などから成り立っている）を身につけた社会人を養成することを教育目標としている。

こうした有為な人材を育成するため、法学科の教育においては、次の二つの点に力を入

れている。第一に、将来、法曹界、公務員、民間企業等の様々な分野で活躍するために必要な法律の基礎学力を育成することに力を注いでいる。とりわけ、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法等の基本的科目を学生に十分に修得してもらうことを目指している。こうした基本的科目についてじっくり指導することで、最先端の分野、新規の法分野の修得もより容易になるものと推測される。法学科のカリキュラムの全体構成や、個別の授業展開は、学生が、卒業後、社会の様々な分野で活躍するための応用力の元になる基礎学力をしっかりと身につけてもらうことを主眼としている。

第二に、意欲のある学生のニーズに応じて、法学科は、彼らが、より深く、より広く、また最新・最先端の勉強ができるよう多くの機会を提供している。とりわけ、通常の演習と特設演習という二種類の演習を多数開講し、意欲のある学生の能力の増進に努めている。通常の演習は、法学科教員全員がそれぞれ20名程度の少人数の3・4年次の学生を対象に、専門分野の法的問題について掘り下げた徹底指導を行っている。また、ベーシック法学科特設演習、アドバンスト演習（以上、2006年度まで）、特設演習（2007年度から）は、1年次から4年次まで切れ目なく開講している。そして、3・4年次向け特設演習では、法科大学院、司法試験、各種公務員試験の受験を目指している意欲的な学生を対象に少人数の実践的な指導を行っている。

政治学科の教育理念は、政治という、古来より人間活動の中心的な位置を占めてきた営みに関する知見と意識を高めることを通じて、現代社会の様々な分野の指導的人物に要請されている能力を備えた学生を育てることである。

ここで現代社会の指導的人物に要請されている能力とは、①論理的に思考する力、②問題の所在を把握し解決策を考案する力、③自身の意見・主張を内外に説得的に表現する力、④豊かな人間性と深い教養に支えられた人間的魅力、を指している。

政治学科では、それぞれの分野で優れた研究実績を重ねてきた教員が、「政治学の学習はこうした能力の涵養に最適である」という認識を共有し、日々の教育活動の中で学生に政治学を学ぶ意義とその魅力とを伝えようとしている。

政治学科の教育目的は、上記のような能力を備えた学生を、知的刺激に満ちた授業と教員との密接な交流の中で育てることに置かれている。かくして政治学科が提供する授業カリキュラムは、以下のような特徴を備えるものとなっている。

第一に、学生の知的好奇心と学習意欲にこたえるために、政治学の広大な分野から豊富なメニューを提供している。現象面では政治を中心に経済から社会・思想まで、時期では現代のみならず歴史にも力を入れ、地域では日本を中心に世界の主要地域をカバーし、さらに担当者はアカデミシヤンのみならず、現役のジャーナリストや官僚にもお願いして授業を開講している。これらの政治学科の専門科目の大半は1年次より履修可能とし、学生の自由な学習姿勢を尊重している。しかし、近年、大学入学後に高校・予備校の授業と大学の授業とのギャップに悩む学生も増えてきているゆえに、1年次に対しては、特別に政治学科基礎講義と政治学科基礎演習という授業を開講し、それらを通じて、知識・情報面

での補強と大学での学習一般についてのアドバイスをきめ細かく行っている。

第二に、入学から卒業まで、学生が教員との密な交流の中で学ぶ豊富な機会を提供している。すなわち、少人数クラスとしては、1年次を包括する政治学科基礎演習を展開して知的基盤整備をはかり、3・4年次には選抜による専門演習（いわゆるゼミ）を開講し、また基礎演習と専門演習をつなぐものとして特別演習（2年次以上が履修）と外国書講読（1年次から履修可能）を開設している。さらに、少人数クラス間の交流の試みとして、1年次の基礎演習では、参加者全員を対象としたレポート・コンテストを実施している。少人数クラスの授業内容は多様であるが、各クラスにおいて、文献資料を中心とした調査・読解能力の育成、討論・議論の実践、レポートや論文執筆などの表現力向上の訓練が重視されている。

2005年度より、政治学科では、英語の成績と面接試験とによって選抜された15名からなる特別選抜コース（2・3年次対象）（Fast Trackの頭文字でFTコースと略す）を開設した。これは、実践的英語能力と政策研究の基礎を習得するための特別クラスである。コース修了生には、他の専門科目等で一定の成績要件を満たせば、3年次終了の後に早期卒業して政治学研究科前期課程へ進学することが保障されている。2006年度の修了生の過半が大学院前期課程に進学した。

【点検・評価】 既述のような法学科の教育が意図したとおりの成果を上げているかは様々な観点から検証しなければならない。卒業生自身がどのように法学科の教育について評価してくれたか、社会や企業がどう評価しているか、意図した通りの司法試験合格者・公務員試験合格者の実績を残しているか等々の点を考慮する必要がある。司法試験や公務員試験について本学からの志望者はそれほど多くない。しかし、それでも、旧司法試験については毎年5名～10名の合格者を輩出していたので、それなりに実績を上げていると評価できるだろう。

法学科における教育がそれを受ける学生の側からどのように評価され、その評価を踏まえて、仮に改善すべき点があるとするれば、どのように改善してゆくべきか。それぞれの教員は、学生による授業評価アンケートの結果を元に、その改善の必要性の有無や改善方策について、個別に検討し対応している。

また、2006年度以前は、ベーシック法学科特設演習、アドバンスト演習等について、国家試験対策委員会という数名の法学科教員で構成される委員会において意見交換がなされていた。国家試験対策委員会は、演習の開講方針などについて定期的に会合を開いて話し合った。

もとより政治学科においても、授業評価アンケートを有意義な参考資料として、次の学期の授業に向けて役立てている。また、2005年度に導入した特別選抜コースは、上記の政治学科の理念と目的に準拠したこれまでの教育を基礎としながら、それをより高度に体現した学生を育てるためのコースと言えよう。本クラスは、政治学科の1学年定員の1割にも満たない小さなクラスであるが、高い意欲と能力をもった学生の集団が政治学科の中に誕

生したことにより、他の学生にもよい刺激を与えている。さらに政治学科は、この特別選抜コースを充実させるために、同コースへの参加を念頭に、2008年度から、政治学科入学生の一部を英語の公的な資格試験成績を重視する自己推薦特別入試を通じて選抜することとした。

法学部全体の教員対学生の比率をみると、総じて少人数教育からはなお遠いものであるが、1年次から専門科目も履修でき知的欲求に応えられるようにしている。法学科では積み上げ方式により、法学的知識を順次、体系的に習得させる体制を整え、政治学科では1年次においてすべての専門科目を選択できる自由を与えるなど、学生の学ぶことに対する知的な興味と関心、そして熱意を育てることができるよう努力している。

【改善方法】 上記のような教育方針をより実効あるものとするためには、演習や外国書講読における少人数での教育の増進が必要である。演習や外国書講読の授業コマ数を増やし、またテーマ設定や教材選択そして授業方式もたえず検討する努力を重ねることによって、一步でも少人数教育の理念に近づくことができるよう、法学部は総力をあげて教育改善に努める必要がある。

法学科では、前述のようにいくつかの点検・評価の仕組みを動かしており、その中で、特に重大な問題は指摘されていないが、特設演習の開講のあり方など少人数教育のあり方について今後も引き続き検討を重ねていくことになる。

政治学科は、上記のように、従来の教育目標と並んで、少数ながら高い意欲・能力をもった学生をより伸ばすという新たな目標を設定し、その実現に向けての努力を行っているところである。特別選抜コースの設置にあわせて3年次卒業制度が導入され、それに伴い各年次に修得できる単位数に上限が設定されることになった。それゆえ、過剰な選択肢を提供していないか、科目編成の再点検も必要であろう。

A群 学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】 法学部全体としては広報予算を充実させ、10年以上も前から隔年で重厚な広報誌を編集・印刷し、全国の高校や予備校、有識者などに送付している。基本的にスタッフ全員が専門の内容等について寄稿し、高校生へのメッセージも含めてカリキュラム構成や学科陣容を適宜紹介している。大学開催のオープンキャンパスや高校教員対象の学科説明会の際にも、この広報誌を配布し周知を図っているが、法学部入試の合格者全員にも入学手続き前に贈っている。もとより、大学のウェブサイトでも周知方に努めている。

法学科関係としては、学部全体の広報活動のほかに独自の広報活動がある。とりわけ、平成18年度(2006年度)までは、国家試験対策委員会が、司法試験・国家公務員試験等を目指している学生達のために『司法試験・国家I種試験対策講座案内』という広報誌を作成・配付してきた。この広報誌は、学生達を法曹の世界に誘うための実務家によるエッセイ、各種試験案内の情報、合格体験記、司法試験等の受験対策、たとえば学生時代の過ごし方、学習院大学が提供している国家試験向けの演習・講義の詳しい内容紹介等々を掲載

している。

政治学科の独自の広報活動としては、特別選抜コース関連のものがある。そのウェブサイトの作成とダイレクトメールの送付である。前者は、特別選抜コースの授業内容の紹介にとどまらず、見学や研修に対する参加学生の生の声を掲載して、コースの実態をより具体的に伝えるように努めている。後者については、特別選抜コースの存在をより直接的に高校生・予備校生に認知してもらうために、2006年度には首都圏を中心に約6000通のダイレクトメールを送付した。これらは、政治学科を総花的に宣伝するのではなく、「特別選抜コースがある学習院大学政治学科」という形で本政治学科の認知度を高めようとする試みである。

【点検・評価】 法学部の広報誌は版を重ねつつ工夫改善してきたので、高校・予備校の先生方や保護者の方々にも評価していただける、内容の濃いものになっていると自負している。これは、われわれ教員の広報マインドの開発・維持にも役立っている。

国家試験対策委員会の広報誌は、国家試験の受験を考えている者にとって有益な情報を満載した冊子といえる。それは、単に国家試験受験生のみではなく、他学科、他学部生にも広く配付され、国家試験受験への刺激を与えることができたと考えている。

「特別選抜コースがある学習院大学政治学科」についての広報は、とりわけ重点的に行っている所以对内的には浸透度を増している。今後は、対外的な面でも認知度を上げるためのより効果的な広報活動が必要であると考えている。

【改善方法】 法学科においては、平成18年度(2006年度)限りで国家試験対策委員会が解散し、これに変わる組織は設置されていない。しかし、法学科として司法試験受験生(法科大学院志望者)や各種国家試験受験生の指導にも今後も継続して力を入れてゆく必要があるのだとすれば、従来のような広報誌の発行が今後も必要かもしれない、この点について引き続き検討すべきものと思われる。

政治学科の場合、特別選抜コースの広報体制の拡充(ホームページの充実など)のほか、大学開催のオープンキャンパスや高校教員対象の学科説明会の機会の見直しを検討する必要がある。従来、質問や相談に答えるという姿勢で臨む傾向があったが、今後は、政治学科の授業や教育体制を見直す材料を得る貴重な機会として、さらには、受験生に影響がある高校教師への広報の場として、活用してゆきたいと考えている。

2 学士課程の教育内容・方法等

【目標】 本学部のカリキュラム編成の目標を2点だけ挙げるとすると、それは教育効果を高めること、及び学生の個性を尊重することであると言える。

(1) 教育課程等

(学部・学科の教育課程)

A群 学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連

A群 学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

B群 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性

【現状の説明】 法学科では、選択必修科目として、必須法律科目、基本法律科目、外国語科目（英語・ドイツ語・フランス語・中国語）、総合基礎科目および特設演習を、選択科目として、法学科関連科目、政治学科関連科目（法学科指定のもの）、経済学部関連科目（法学科指定のもの）、外国語科目（ロシア語・スペイン語・イタリア語・朝鮮語・アラビア語）、自由科目として体育科目、他学部専門科目（選択科目として指定されていないもの）、5大学間交流提供科目を配置している。

最も中心であり、専攻に係る専門の学芸を教授するための専門教育的授業科目が、必須法律科目および基本法律科目である。必須法律科目は、分野としては憲法全体、刑法総論、民法財産法、商法会社法からなり、およそ法学を学ぶものであれば最低限身につけなくてはならない最重要科目を配置している。基本法律科目は、それに加えて、国際法、行政法、労働法、経済法、租税法、刑法各論、刑事訴訟法、民法家族法、商法手形・小切手法、知的財産法、民事訴訟法、国際私法、比較憲法、英米法の分野からなり、公法系、民事法系、刑事法系、基礎法系の重要法律科目をまんべんなく提供することで、学生の興味関心に広く、かつ専門的に応じられる編成になっている。

政治学科では、選択必修科目として、政治学科基礎演習、政治学科基礎講義、政治学科基礎科目、英語科目、選択科目として、政治学科選択科目、法学科設置科目、総合基礎科目、自由科目として、外国語科目、体育科目、他学部専門科目、5大学間交流提供科目を配置している。

最も中心であり、専攻に係る専門の学芸を教授するための専門教育的授業科目が、政治学科基礎科目である。これは、政治学・社会学の学問体系に応じて、次の3つの科目群から体系的に構成されている（これはまた大学院政治学研究科における3コースに対応して

いる)。第1は日本政治・政策研究であり、政治学、行政学、日本政治過程論、日本政治外交史、から成る。第2は国際関係・地域研究であり、国際政治、東アジア政治、中国政治、ヨーロッパ政治史、アメリカ政治、から成る。第3は、社会・公共領域研究であり、日本政治思想史、西洋政治思想史、社会学、社会心理学、公共哲学、から成る。

両学科とも、こうした幅広く体系的な科目編成により、広く知識を授け、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目指している。

【点検・評価および改善方策】 学部・学科の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条と十分に関連・適合し、体系性を持っている。社会情勢の変化に応じて、今後ともカリキュラムの改善を図りたい。

A群 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

B群 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

【現状の説明】 法学科の1・2年次向け特設演習においては、法学に題材を取りながらも広く社会問題一般に学生が興味関心を持てるような授業内容を提供することを共通理解にしている。

政治学科では、基礎講義、基礎演習Ⅰ、基礎演習Ⅱなどの科目で、基礎教育を行っている。

両学科とも総合基礎科目8単位の修得を必修とすることで、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための基礎教育、倫理性を培う教育としている。

【点検・評価】 専門科目に必要な時間を考えれば、教育課程において基礎教育、倫理性を培う教育は適切に位置づけられている。また「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮は適切になされていると考える。

B群 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

【現状の説明】 法学科では、外国語科目12単位を必修科目としており、英語、ドイツ語、フランス語、中国語のいずれかを修得することを求めている。また選択科目として、ロシア語、スペイン語、イタリア語、朝鮮語、アラビア語を履修した場合、4単位まで卒業単位への算入を認めている。

政治学科では、英語科目6単位を必修とする他、英語以外の外国語（ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語、イタリア語、朝鮮語、アラビア語）も6単位までは卒業に必要な単位に算入することを認めている。

この他、両学科とも専任教員による外国書講読という演習科目を開講し、また政治学科は早期卒業希望の特別選抜コースにおける実践英語演習Ⅰ、実践英語演習Ⅱを開講し、内

容的にも法学・政治学に関連した教材を選んで、より実践的な英語教育を提供している。

【点検・評価】 学部・学科等の理念・目的の実現への配慮はなされている。「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置は適切であるが、なお改善の余地がある。

【改善方策】 受講者の学力に応じたクラス編成、法学・政治学を中心に学生に関心にあった教材の選定などが考えられる。

B群 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

【現状の説明】 法学科では、専門教育的授業科目は 48 単位以上、外国語科目は 12 単位である。政治学科では、専門教育的授業科目は 44 単位以上、外国語科目は 6 単位である。両学科とも、それで卒業所要総単位 124 単位を満たさない分を一般教養的授業科目で満たせばよい。

【点検・評価】 専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目のバランスをよく満たしている。

B群 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

【現状の説明】 教養教育については、総合基礎科目の一部の科目について、その設置や担当教員を受け持っている。

法学科が提供する総合基礎科目である、国家と法、裁判と法、犯罪学入門については、4月に学科教務委員が行う新入生向けガイダンスで、1年次の履修を奨励している。また1・2年次向け特設演習を幅広く提供することを法学科内の共通了解としており、法学科主任・教務委員を中心に運営に当たっている。

政治学科における基礎教育の実施は、政治学科の全教員が手分けして全新生を受け入れる基礎演習を分担することに体现されており、また、クラス編成、優秀レポート選定等の運営は政治学科主任および教務委員を中心としている。

【点検・評価】 十分になされている。

C群 起業家的能力を涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教育課程上の位置づけ

【現状の説明】 法学科では、交渉と法という演習形式の授業で、交渉の理論と実践を学び、各人の交渉能力を向上させることを目的としている。具体的には、交渉シミュレーションの実施や大学対抗交渉コンペティションに参加して対外試合の経験を積むことで各人の交渉能力の向上を図っている。

政治学科では、政策研究プロジェクトという演習形式の授業で、プロジェクト・メソッドによる安全保障政策の立案を教授している。ケース・スタディを積み重ね、政策のシミ

ュレーションを繰り返しながら、政策提言書の作成を実際に行うものである。これは早期卒業希望者だけのための授業であり、従って最も難易度の高い授業の一つとして位置づけられている。

【点検・評価】 学生が将来どのような分野に進むかは、各人各様であるが、どこへ行っても人間関係を円滑に処理する能力が必須である。交渉能力や政策立案能力が向上すると、利害が対立した局面で双方にとって有益な解決法を創出することができるので、どの分野に進んでも有益であるが、起業家的能力を涵養するための基本的教育方法としても有効であると考えている。

まだ1年度しか実施していないが、学生の成長はめざましく、期待した成果を上げている。

【改善方策】 交渉と法は昨年始めたばかりであったために、教員が中心となってリードしてきたが、学生の自主性は不足していたように見える。今年は、学生の自主性を育てるために、シミュレーション問題の作成、評価方法などを積極的に学生に任せてみる方向でやっている。

政策研究プロジェクトはこれまで安全保障政策を取り上げてきたので、それ以外の政策分野も扱いたい。性質上、徒らに開講数を増やすよりも、質を維持するべきだと考える。

C群 学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況

【現状の説明】 法学部では、体育科目を卒業に必要な単位を獲得するための科目と位置づけており、大学4年間のうちに体育科目をいくつか履修して健康を保持・増進するよう奨励している。また、法学科では、意欲のある1年次、2年次に対する特設演習、3年次、4年次に対する通常演習、特設演習という少人数の演習を総計で30あまり開講しており、政治学科では全1年次向けに基礎演習、2～4年次用に特別演習、3年次、4年次には専門演習を38開講している他、両学科とも外国書講読という少人数授業をいくつか開講し、それぞれの演習の担当者は、学生たちの勉学以外の様々な悩みについての相談に極力応じるよう努めている。

【点検・評価】 演習に参加している学生の精神的ケアについては、一定の効果を収めていると思われる。しかし、演習に参加していない学生のケアについては十分ではないかもしれない。

【改善方策】 演習に参加していない学生のケアの必要性の有無について検討を進める必要がある。大学全体としては学生相談室があり、この利用につきガイダンスを入学時にもっと積極的に行う必要がある。

(カリキュラムにおける高・大の接続)

A群 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

【現状の説明】 法学科の専門教育は抽象的解釈論中心になりがちであるため、法学科が提供する総合基礎科目である、国家と法、裁判と法、犯罪学入門では、身近な紛争を取り上げたり、法社会学、犯罪学などを題材にして、実生活と法学がどのような関係にあるのか、学生に具体的イメージを持たせるよう試みており、1年次での履修を奨励している。また1・2年次向け特設演習では、新聞記事を題材にしたり、模擬裁判をおこなうなど、知識が不十分でも興味を持ちやすい方法を工夫している。

政治学科では、基礎講義という科目で、日本史や世界史の近現代史について論じる他、基礎演習Ⅰ、基礎演習Ⅱなどの科目で、文献講読の仕方、資料調査・整理の仕方、レジユメの切り方やレポートの書き方について少人数指導を行っている。さらに『基礎演習のしおり』という冊子を毎年発行している。その前半では、前年度の基礎演習各クラスから1本ずつ選ばれた優秀レポート、及びその中からさらに選考された最優秀レポートを掲載し、新入生に達成可能な模範を例示するとともに、動機付けをも狙ったものである。5年前から始まった仕組みだが、導入以前に比べて確実にレポートの質（特に上の方）は向上した。冊子の後半は「学習のガイド」と題し、教員が、レジユメの切り方、調査の仕方、レポートのテーマの選び方・書き方、参考文献の記し方について、必要にして十分な説明を加えている。

【点検・評価および改善方策】 試行錯誤が続くものの、多くの学生は、後期中等教育から高等教育へ円滑に移行している。学生からのフィードバックも参考にしながら、今後も試行錯誤を続ける。

（カリキュラムと国家試験）

C群 国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・合格率

【現状の説明】 過去5年の旧司法試験について、4年次の在籍者数に対する受験率は39～64%、合格者数は5～10名、合格率は1.4～2.5%である。その他の国家試験については、データ編「国家試験合格状況」にもあるように、国税専門官、法務教官、裁判所事務官、家庭裁判所調査官補、防衛庁職員、衆議院事務局職員、参議院事務局職員に1名合格する年もある（裁判所事務官は3名の年がある）。

【点検・評価】 旧司法試験について4年次の在籍者数に対する受験率はかなり高い数字となっているが、このような数字が出てくる理由は、年々累積した不合格者が受験するためであり、毎年、その年度の卒業生の4～6割の人間が受験しているわけではなく、実際に受験するのは、おそらく、各年度の卒業生の2割以下ではないかと推測される。それはともかく、学習院大学法学部法学科規模の他の私立大学と比較すると、旧司法試験の合格者はそれなりに輩出していると評価できよう。

（履修科目の区分）

B群 カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状の説明】 法学科では選択必修科目が 68 単位以上、選択科目が 36 単位以上、自由科目が 20 単位以下である。

政治学科では選択必修科目が 50 単位以上、選択科目が 42 単位以上、自由科目が 48 単位以下である。

【点検・評価】 適切かつ妥当である。

(授業形態と単位の関係)

A群 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状の説明】 ほとんどの授業科目は 1 学期週 1 回の科目は 2 単位、通年週 1 回の科目は 4 単位で計算される。例外として、外国語科目は通年週 1 回で 2 単位、体育科目は 1 学期週 1 回で 1 単位と計算される。

【点検・評価】 法学・政治学を中心とする方針からして、妥当である。

(単位互換、単位認定等)

B群 国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性

B群 大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性

B群 卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

【現状の説明】 5 大学間交流制度 (f-Campus) を通じて本学部が提供しているのは法学科 1 科目、政治学科 65 科目である。他の 4 大学からの受講人数は、法学科科目受講者は 0 名、政治学科科目受講者は延べ 79 名、実数で 43 名である。また、本学部の学生で、他の 4 大学で提供されている科目を受講しているのは、法学科で延べ 18 名、実数で 10 名、政治学科で延べ 38 名、実数で 16 名、である。

単位認定について、2006 年度は、3 人の学生について、留学先の米国、中国、ハンガリーの大学でそれぞれ修得した単位のうち、本学部の履修規定に照らして相当とするものを認定した。

卒業所要総単位に占める認定単位数の割合は、法学科では、自大学については 83%以上、自学部、自学科については 38%以上である。ただし、他学部・他学科提供科目で卒業単位として認定される科目の絶対数が少ないため、実際には自学部で約 45%以上の履修が必要となる。なお、これらはいくまでも最低ラインであり、法学科が選択必修科目として提供する科目の総単位数は 92 単位であり、卒業所要総単位数 124 単位の 74%を占める。政治学科では、自大学については 80%以上、自学部については 67%以上、自学科については 66%以上である。

【点検・評価および改善方策】 あくまで学生本人が在籍している大学が提供している授業を履修することが中心であることを考えれば、現在の単位互換・単位認定は既に十分な水準に達している。敢えて言えば、5大学間交流制度で提供している科目は非常勤講師が担当しているものも多い。提供科目としては専任教員の担当する科目の割合を今以上に高めていくことが必要であろう。

(開設授業科目における専・兼比率等)

B群 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

B群 兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状の説明】 法学科で専任教員が担当する授業科目は次の通りで、これらが教養科目をも含めた全授業科目に占める割合は30%である。憲法Ⅰ、憲法Ⅱ、国際法Ⅰ、国際法Ⅱ、行政法Ⅰ、行政法Ⅱ、刑法Ⅰ、刑法Ⅱ、民法Ⅰ、民法Ⅱ、民法Ⅲ、民法Ⅳ、商法Ⅰ、商法Ⅱ、刑事訴訟法、民事訴訟法、労働法、経済法、知的財産法、租税法、国際私法、英米法、特殊講義（商取引法）、特殊講義（少年法）、特殊講義（執行法）、特殊講義（多数当事者訴訟・上訴）、憲法演習、「交渉と法」演習、国際法演習、行政法演習、刑法演習、民法演習、商法演習、刑事訴訟法演習、民事訴訟法演習、経済法演習、英米法演習、国際私法演習、知的財産法演習、特設演習（発展刑事法Ⅰ）、特設演習（発展刑事法Ⅱ）、特設演習（アドヴァンスト民事訴訟法）、特設演習（刑事訴訟法）、特設演習（法と政治）、特設演習（裁判を読む）、特設演習（現代行政法の課題）、特設演習（法解釈の基礎）、特設演習（民法基礎事例演習）、特設演習（刑法入門演習）、特設演習（要件事実論と民法）、特設演習（憲法学基礎演習Ⅰ）、特設演習（新聞から見つける法的問題）、外国書講読（インターネットをコントロールするのは誰か）、外国書講読（独占禁止法の比較法）、外国書講読（民事訴訟に関する英語文献を読む）、外国書講読（シェークスピアと法）。

政治学科で専任教員が担当する授業科目は次の通りで、これらが全授業科目に占める割合は31%である。政治学Ⅰ、政治学Ⅱ、政治学Ⅲ、政治学Ⅳ、行政学Ⅰ、行政学Ⅱ、日本政治過程論Ⅰ、日本政治過程論Ⅱ、日本政治思想史Ⅰ、日本政治思想史Ⅱ、日本政治外交史Ⅰ、日本政治外交史Ⅱ、ヨーロッパ政治史Ⅰ、ヨーロッパ政治史Ⅱ、西洋政治思想史Ⅰ、西洋政治思想史Ⅱ、国際政治Ⅰ、国際政治Ⅱ、国際政治Ⅲ、国際政治Ⅳ、社会学Ⅰ、社会学Ⅱ、社会学Ⅲ、社会学Ⅳ、社会心理学Ⅰ、社会心理学Ⅱ、公共哲学Ⅰ、公共哲学Ⅱ、アメリカ政治Ⅰ、アメリカ政治Ⅱ、東アジア政治Ⅰ、東アジア政治Ⅱ、中国政治Ⅰ、中国政治Ⅱ、政治学科基礎講義、政治学科基礎演習Ⅰ、政治学科基礎演習Ⅱ、政治学演習、行政学演習、日本政治過程論演習、日本政治思想史演習、日本政治外交史演習、ヨーロッパ政治史演習、西洋政治思想史演習、国際政治演習、社会学演習、社会心理学演習、アメリカ政治演習、東アジア政治演習、中国政治演習、公共哲学演習、特別演習、統計・データ処理（特別選抜コース専用科目（以下FTと略す）、政策研究プロジェクト（FT）、エッセイ・ライティング（FT）、アドヴァンスト・リーディングⅠ（FT）、アドヴァンスト・リーディ

ングⅡ (FT)、チュートリアルⅠ (FT)、チュートリアルⅡ (FT)、外国書講読。

兼任教員は授業の運営にあたっていただいている。それ以外に、授業計画などには携わっていない。

【点検・評価】 専任教員の予算人員枠に限りがある以上、コア科目と専門演習を基本的に専任教員が担当する形をとっている。それゆえ、主要科目以外の担当は非常勤講師に依存し、多数の科目を学生のために提供する必要から、専任教員の担当割合は3分の1前後とならざるをえない。

【改善方策】 専任の担当割合がどの程度であるのが適切か明確に判断できない。割合を増やすべきということになれば、科目メニューを適宜減らすか、あるいは教員負担を増加するかしかない。後者の選択は研究・行政に要する時間を勘案すれば好ましいことでもなく、また、多様な選択肢を学生から奪うのも適当ではない。ここでは、バランスをどう考えるか、熟考が必要であろう。

(生涯学習への対応)

B群 生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

【現状の説明】 生涯学習への対応は特にしていない。学習院大学生涯学習センターで本学部教授が授業を担当することはある。

【点検・評価】 本学部の目標に照らして、生涯学習への対応は必要なものではない。

【改善方策】 特に予定はない。

(正課外教育)

C群 正課外教育の充実度

【現状の説明】 法学科関係では、平成18年度(2006年度)までは、国家試験対策委員会が課外の講座を開講しており、司法試験の論文式試験に対応した実践的な指導を行っていた。また、裁判官その他の実務家を招いて講演会を開催し、実務的な法律の諸問題について学生を啓蒙してもらった。さらに、司法試験・国家Ⅰ種試験合格者を囲む会を開催し、合格者に受験体験談を語ってもらい、現役生に対して勉強方法等について指導してもらった。

政治学科では、早期卒業を希望している特別選抜コースの学生には、多くの学外施設を訪問させている。例えば、国会議事堂、官邸記者クラブ、フジテレビ、アメリカン・センター、ホテル・パシフィック・メリディアン、国会議員会館、沖縄、国際交流基金情報センター、共同通信社、内閣官房、ジャパントイズ、朝日新聞社、国際交流基金、平和構築フォーラム・セミナー、靖国神社、防衛大学校、海上自衛隊横須賀基地、NHK国際放送局、在大韓民国日本国公報文化院、板門店軍事境界線、西大門刑務所跡、テンプル大学日本校、豊島区役所、などである。

【点検・評価】 国家試験対策委員会による各種の活動には学外から参加者も得ていたし、司法試験・各種試験合格者もそれなりに輩出していて、成果が上がっていたと評価してい

る。

特別選抜コースの学外施設の訪問も、充実したものと評価している。

【改善方策】 国家試験対策委員会が、学内の事情により、平成 18 年度（2006 年度）限りで廃止された。これにより、従来のようなシステムティックな国家試験受験対策指導が行える状況はなくなったが、こうした状況は好ましくなく、何らかの改善策が必要ではないか、全学的に議論する必要がある。

（2） 教育方法等

（教育効果の測定）

B群 教育上の効果を測定するための方法の適切性

B群 教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

B群 教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

C群 教育効果の測定方法を開発する仕組みの導入状況

C群 教育効果の測定方法の有効性を検証する仕組みの導入状況

C群 教育効果の測定結果を基礎に、教育改善を行う仕組みの導入状況

全学に関わる事項「FDへの取り組み」の項での記述の他、法学部で付け加えることはない。

B群 卒業生の進路状況

【現状の説明】 就職希望者数 476 名中、461 名が就職した。10 名以上が就いた業種は、建設業、出版・印刷、電気機器、卸売、小売、銀行・信託、金庫・組合・公庫、生命保険、損害保険、証券、不動産業、運輸・倉庫、観光業、その他サービス業、公務、である。就職を希望しない中では、34 名が大学院に進学し、43 名が資格試験等を理由としている。

【点検・評価】 就職率は 97%であり、まずまずの高さである。職に貴賤はないので、業種ごとの評価はできない。また大学院への進学は増えていることも、好ましい傾向である。

【改善方策】 就職希望者の就職率を 100%により近づけていきたい。

C群 国際的、国内的に注目され評価されるような人材の輩出状況

【現状の説明】 例を挙げれば、次のような方々がいる（敬称略、元職含む）。麻木久仁子（タレント（本名田中久仁子）、浅野茂太郎（明治乳業(株)取締役社長）、麻生太郎（衆議院議員）、安西一郎（昭和電工(株)代表取締役社長）、磯村尚徳（NHK 報道局長・ニュースキャスター）、犬養智子（評論家）、犬養康彦（共同通信社顧問）、石井恭比古（東プレ(株)）、井村正勝（井村屋製菓(株)相談役）、上田宗良（日本スポーツ仲裁機構）、大木俊一（伊豆急行(株)取締役相談役）、小倉久寛（俳優）、加藤正躬（海外投融资情報財団監事）、亀井亜紀子（参議院議員）、亀井久興（衆議院議員）、河村敏介（日本スピンドル製造(株)相談役）、久邇邦昭

((社)霞会館)、近衛忠輝(日本赤十字社社長)、坂元弘(東光㈱代表取締役社長)、櫻井鴻臣(㈱高岳製作所代表取締役社長)、櫻田優(㈱サクラダ社長)、島村宜伸(衆議院議員)、杉本惇(国立学園理事)、田中信孝(㈱田中香花堂、熊本県人吉市長)、堤殷(東洋水産㈱取締役)、都倉俊一(作曲家)、永沢まこと(イラストレーター(本名永沢詢))、中條高德(アサヒビール(株)名誉顧問)、中村正軌(文筆業)、仲本工事(タレント(本名仲本興喜))、新倉尚文(大和自動車交通㈱代表取締役社長)、野田昌宏(日本テレワーク㈱(本名野田宏一郎)相談役)、平井卓志(参議院議員)、福田一雄(指揮者)、細川俊之(俳優)、牧田潔明(わかもと製薬㈱社長)、増島みどり(スポーツライター)、松下武義(㈱徳間書店代表取締役社長)、松平恒和(早稲田大学客員教授)、武者小路公秀(元国連大学副学長)、山中静哉(アキレス㈱常務取締役)、渡辺球(作家)。

【点検・評価】 この種のものに十分ということはありませんが、一定数の人材は輩出していると言えます。

(厳格な成績評価の仕組み)

A群 履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

【現状の説明】 政治学科では、早期卒業制度を用意していることもあり、履修科目登録の上限を次の通り設定している。卒業のために修得が必要な科目の履修登録は、1年次は40単位まで、2年次は1年次に修得済みの単位を含めて総計で80単位まで、3年次は同じく総計で120単位までとする。特別選抜コースの学生に限って、2年次に同コース開設科目の12単位分、3年次に同じく12単位分を追加的に履修登録することができる。

【点検・評価】 1つ1つの授業にかかるエネルギーを適性水準に保つためにも、適切に運用されている。

A群 成績評価法、成績評価基準の適切性

B群 厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

【現状の説明】 100点から80点までが優、79点から60点までが良、59点から50点までが可、49点以下が不可である。さらに政治学科では、講義科目の成績評価について、評価対象者(棄権者を除く)の中で、優は25%前後、良は45%前後とする、というガイドラインを設定している。

【点検・評価】 成績は適切に評価されている。厳格な成績評価を行うことは言うまでもないが、一律的な仕組みに必ずしもそぐわないものであり、学部の目的に照らし、現状で問題ないとする。

B群 各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

【現状の説明】 各年次の学生の質を検証・確保するための方途は特に実施していない。卒業時の学生の質を検証・確保するための方途は、卒業所要総単位を満たしているか否か

を確認する、卒業判定を行う教授会である。特に早期卒業に関しては別途面接を課して遺漏なきを期している。

【点検・評価】 本学部のカリキュラム編成の目標の1つに、学生の個性を尊重することがあるので、各年次の学生の質を検証・確保する必要はないと考える。また各授業担当者が厳格な成績評価を行っていることに鑑みて、卒業時の学生の質の検証・確保は十分になされていると自負する。

(履修指導)

A群 学生に対する履修指導の適切性

B群 オフィスアワーの制度化の状況

B群 留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

【現状の説明】 入学前に配布している法学部広報誌で教員およびカリキュラムに関する情報を提供している。さらに入学式当日には法学部教員が一堂に集まり、新入生に紹介している。そして翌日には、教務委員が各学科の履修について、新入生に対するオリエンテーションを丁寧に行っている。

オフィスアワーを特に制度化することはしていないが、副手のいる共同研究室の窓口で全教員が面会のアポイントメントを受けている。さらに、ほとんどの教員は、予約なしで研究室を訪れる学生に対応している。

留年者が少しでも出なくて済むように、一定の条件を満たした者には再試験の機会を与えるなどしている。

【点検・評価】 教員紹介、科目紹介については上記のごとく適切である。本学部のカリキュラム編成の目標の1つに、学生の個性を尊重することを掲げているので、これで十分であると考えられる。

過去にオフィスアワーを制度化した時期もあったが、オフィスアワー以外の時間帯に学生が来ることが多く、機能しなかったため、現在のフレキシブルな状態で、学生のニーズには十分対応している。

(教育改善への組織的な取り組み)

A群 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

A群 シラバスの作成と活用状況

A群 学生による授業評価の活用状況

B群 FD活動に対する組織的取り組み状況の適切性

C群 FDの継続的实施を図る方途の適切性

C群 学生満足度調査の導入状況

C群 教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

全学に関わる事項「FDへの取り組み」の項での記述の他、法学部で付け加えることはない。

(授業形態と授業方法の関係)

B群 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

B群 マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

【現状の説明】 授業の形態・方法は、主として講義と演習から成る。法学部・経済学部図書センターの情報検索コーナーその他学内の端末からは、複数の判例・法情報・法学文献データベースにアクセスすることが可能であり、特に法学科学生の授業の予習・復習や、自主学习に利用されている。現在、日本のデータベースとしては、第一法規法情報総合データベース (D1-Law)、現行法令 Web システム (リーガルベース判例インターネット版)、LEX/DB インターネット、法学紀要データベースなどが利用可能であり、このほかに Lexis-Nexis をはじめ諸外国の複数の法学データベースの利用が可能である。

政治学科では多くの教員が、パワーポイントを使用した講義を行っている。また数量分析を行う授業では、教員が統計ソフトを操作するのを大画面で見せつつ、学生も各自のパソコンで操作するという、マルチメディアならではの教育が可能になっている。

3年前までは、演習履修者を中心に約 180 名の学生にノート型パソコンを貸与し、常時携帯するというプロジェクトを実施していた。これはパソコンのさらなる普及によっていけば発展的に解消した。現在でも早期卒業希望者には、ノート型パソコンを貸与している。

【点検・評価】 基本的な知識の教授は講義で適切かつ妥当になされ、教育指導上も有効であると考えられる。他方で、知識を現実社会の問題に応用する際には、少人数の授業である演習が、教育指導上も有効であり、これも適切かつ妥当に実施されている。多くの学生が希望する演習を履修できていることから、適切な運営がなされていると言える。

判例・法情報・法学文献データベースは、大いに活用され、よく機能していると評価できる。

ノート型パソコンの貸与により、学生がインターネット上の情報を利用するだけでなく、演習参加者相互のコミュニケーションの手段、演習を基盤とした情報発信のツールとして積極的に活用された。

(3年卒業の特例)

C群 4年未満で卒業を認めている学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

【現状の説明】 政治学科の特別選抜コースは、大学院への進学を前提とし、かつそのための訓練をする形をとることによって、学部の3年間と大学院の2年間を全体として最も有効となるようなカリキュラム構成をとっている。また、チュートリアル制度を採っており、きめの細かい個別指導を行うことも特徴である。

具体的には、政治学科に3年間在学した者が、特別選抜コースを修了し、かつ卒業に必

要な授業科目および単位数を優秀な成績で修得したと認められる場合（全修得科目（特別選抜コース開設科目を除いた、選択必修・選択・自由科目）の平均点が80点以上の場合）には、卒業の資格を取得することができる。特別選抜コースの選抜は、英語（TOEIC、TOEFL等のスコア）と面接によって総合的に行う。特別選抜コースを修了するためには、2年間のコース期間中に、所定の授業科目について、2年次（コース1年目）に12単位、3年次（コース2年目）に12単位、合計24単位を修得し、かつ面接試験を通らなければならない。

【点検・評価】 単に早期卒業を認めるだけではなく、大学院レベルの研究・教育に向けての綿密な準備をさせることに特徴がある。外部機関の活用（British Council）や新しい教育メソッド（24時間体制のE-ラーニング等）を通じて高度かつ総合的英語能力の養成を行っている。また、社会科学分野でますます重要性の高まりつつある種々の統計的手法の基礎についても習得させている。特別選抜コースの第1期生15名のうち、8名が大学院に進学し、着実に成果を挙げつつある。

【改善方策】 今後とも政治学科の主軸として、発展させていく。

（3） 国内外における教育研究交流

B群 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

B群 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

【現状の説明】 政治学科では、早期卒業を希望する学生を対象にした特別選抜コースの授業で、将来の海外留学や国際機関での勤務を念頭に置いた英語教育を提供している。実践英語演習Ⅰは、外部教育機関のブリティッシュ・カウンシルに委託し、ネイティブ・スピーカーによる授業がなされている。実践英語演習Ⅱは、TOEFLの対策を行う。アドヴァンスト・リーディングⅠ、アドヴァンスト・リーディングⅡは、一般向け英文雑誌に加え専門英文雑誌を読み込んでいる。

【点検・評価】 上記特別選抜コースに向けた授業は、国際化に対応できる人材輩出に、一定の効果があり、そのことはTOEICの点数が平均で100点上がっていることなどを通じて手応えを感じているところである。他方で、それ以外の学生については、まだ手当が必ずしも十分ではない。

【改善方策】 早期卒業は希望していないが、国際社会で活躍する意思と能力のある学生には、特別選抜コース生と同様な授業を提供することが望ましい。自己推薦特別入学試験が今年度から始まることもあり、高レベルの英語クラスをより拡充していくことを検討中である。TOEFLの目標値はpaper-basedで当面550点、早期卒業時には600点を目指す。

3 学生の受け入れ

【目標】 法学部では、一方において様々なタイプの優秀な人材を確保すること、他方においてますます多様化する社会に対してそれに相応しい人材を彼らの教育を通じて供給することを、学生の受け入れにあたっての目標としている。

(学生募集方法、入学者選抜方法)

A群 学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

【現状の説明】 現在、一般入学試験、付属校推薦入学、指定校推薦入学、外国高等学校出身者および海外帰国生徒対象入学試験を実施し、さらに、学士の資格を有する者および取得見込みの者を対象とした編入学試験も実施している。これらの実施状況に関しては、データ編資料の法学部の部分を参照されたい。

それぞれの選抜方法は下記の通りである。

まず、一般入試は広く学生を募集する入学試験の柱であり、国語、外国語、地歴・公民・数学の3科目の試験により、合否の判定を行っている。試験問題は法学科・政治学科共通であるが、選考は学科ごとに行う。受験生は予め、法学科と政治学科のいずれか一方を第1志望として選択するが、その際、選択しなかった方の学科を第2志望とすることができる。第2志望を選択したときには、第1志望の学科の合格最低点に達しなかった場合にも、第2志望の学科の選考対象となる。合否の判定は原則として3科目の総合点で行う。

出題科目は、国語（配点 150 点）が「国語総合＋古典」（漢文は含まない）、外国語（配点 150 点）が「英語Ⅰ＋英語Ⅱ＋リーディング＋ライティング」「ドイツ語」「フランス語」の3科目のうち1科目を選択、地歴・公民・数学（配点 100 点）が「日本史B」「世界史B」「地理B」「政治・経済」「数学Ⅰ＋数学Ⅱ＋数学A＋数学B（数列、ベクトル）」の5科目のうち1科目を選択となっており、解答の一部はマーク・センス方式によっている。

次に、学習院高等科及び女子高等科（以下、両高等科）からの推薦進学と指定校推薦入学の2つは、推薦入学の範疇に入る。

両高等科からの推薦進学は、学習院の標榜する「幼稚園からの一貫教育」理念に基づき、法学部各学科での勉学を希望する優秀な学生を、両高等科長の推薦によって受入れている。

もう一つの推薦入学である指定校推薦は、法学部が指定した推薦指定校から、学習院大学法学部入学を強く希望する優秀な学生を受入れるものである。認定平均値、学年順位などによる一定の推薦基準を満たし、学校長の推薦をうけた学生を、書類選考の上で受け入れている。

さらに、特別入試の範疇に入るものとして、「外国高等学校出身者」および「海外帰国生

徒」対象入学試験がある。この入試の対象となる外国高等学校出身者とは、主として、外国において最終学年を含め2年以上継続して学校教育を受け、12年の教育課程を卒業した者を指し、また海外帰国生徒とは、主として、保護者の海外勤務などにより中学・高等学校を通じて2年以上継続して海外で学校教育を受け、帰国後日本の高等学校に編入し、入学の前年度の3月31日までに卒業または卒業見込みの者をさす。選考は、書類選考による第1次選考、小論文（日本語）と面接（日本語）による最終選考によって行われる。

法学部は、以上のような複数の入学者選抜方法を実施することで、様々なタイプの優秀な人材を確保することを目指している。つまり、一般入試で学生を広く受け入れると同時に、推薦入試によって、学習院法学部での勉学を目標とする優秀な学生を確実なルートで確保するという位置づけである。また、特別入試は、一般入試や推薦入試によっては選抜できない特別な能力を持つ学生を受け入れるための制度として位置づけている。

【点検・評価】

上記のような複数の入学試験を実施することにより、それぞれの入試が求める学生を選抜することが可能となり、様々なタイプの優秀な学生を受け入れることに成功している。

問題点を挙げれば次の通りである。第1に、2006年度（平成18年度）は、入学者全体における推薦入学選抜者の占める比率が、65%を超える結果となった。これは、2006年度は一般入試合格者の定着率がこれまでになく低下し、入学定員を確保できなかったことが主因であるが、その背景には、2006年度は競合する有力他大学との入試日のバッティングを避けるために従来入試日程を変更し、従来とは異なる層の受験者・合格者が輩出したことがあると思われる。それゆえ、2006年度の数字は、かなり例外的なものと考えられる。

しかし、従来から法学部の入学者全体において推薦入学選抜者の占める割合が50%を上回る傾向がある。学部としては、一般入試と推薦入試の比率のバランスを取り、優秀な学生を広く受け入れる方針なのであるが、結果として入学者全体に推薦入学選抜者の割合が大きくなっているのが現状である。このことは、本学部が優秀な学生を広くオープンに募集しているという点について、誤解を与えかねない結果となっている。

第2に、2007年度（平成19年度）の入試まで、個々の試験の募集要項においては、募集人員を明記するのではなく、全体の入学定員、推薦入学比率の目途、前年度の推薦入学の比率などを提示する形式になっている。提示した数字から、各試験での募集人員の目途を計算することは可能であるが、明確な数字を示さないことが無用な誤解を与える可能性がある。

第3に、政治学科の特別選抜コース（FTコース）導入など学部カリキュラムの変更に伴い、新たなカリキュラムでの教育に合致する学生を入学時点から選抜する制度の必要性が生じている。

【改善方策】

第1に、入学者の学業成績追跡調査を含む各種データをもとに、指定校の依頼基準の見直しを行い、推薦依頼の取りやめなどを行う。他方で、合格者の入学手続き率が低い場合

に、補欠繰上げ合格によって一般入試選抜入学者数を確保する方法をより確実にするため、補欠繰上げ検討の回数を増やす。こうした措置は、2008年度（平成20年度）の入学試験から実施する予定である。

第2に、募集人員を若干名とせざるを得ない特別入学試験を除き、募集枠（人数）を数字で明記するよう、改善していく方針である。

第3に、政治学科では、特別選抜コース（FTコース）進学の可能性のある学生を、入学時に広く募集するため、自己推薦特別入学試験を2008年度（平成20年度）から導入する予定である。

（入学者受け入れ方針等）

A群 入学者受け入れ方針と学部等の理念・目的・教育目標との関係

B群 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

C群 学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係

【現状の説明】 入学者受け入れにあたって目標としているのは、一方において法学部が様々なタイプの優秀な人材を確保すること、他方においてますます多様化する社会に対して、それに相応しい人材を彼らの教育を通じて供給すること、という点である。これは、「学習院大学の建学の精神にのっとり、深い学識と幅広い教養を身につけることを通して、豊かな人間性をはぐくみ、日本社会の発展を担いつつ国際社会の平和と安寧に寄与することのできる優れた人材を養成し、社会に送り出すための教育を行う」という本学部の教育理念の実現に向けたものである。つまり、学部の理念・目的を実現するために、入学者受け入れにおいては、社会の様々な分野で国際的なセンスをもって貢献する潜在能力のある多様な学生を、複数のルートを通じて広く受け入れるという方針をとっている。

この方針にもとづき、入学者選抜においては、一般入試、推薦入試（両高等科からの推薦と指定校推薦）、特別入試という方法を併用している。

一般入試では、入学試験によって優秀な学生を広く学生を募集することを目的とし、推薦入試では、両高等科および指定校から、本学部への入学を希望する優秀な学生を学校長の推薦によって確保することを目的としている。さらに、外国で学校教育を受けた学生などを受け入れる特別入試によって、一般入試などでは受け入れることのできない国際感覚を身につけた学生を、本学部の学生として受け入れることを目指している。

さらに、このような方針で受け入れた多様な学生に対応するため、本学部においては、履修カリキュラムの作成において、可能な限り幅広い選択の余地を与えることができるように配慮している。法学科は、1年次から基本的科目をじっくり指導すると同時に、二種類の演習を多数開設して、より深く広く学ぶ多くの機会を提供している。政治学科は、学生の知的好奇心に対応するため、政治学の広大な分野から豊富なメニューを提供すると同時に、多様な演習によって少人数クラスの教育を実現している。両学科とも、多様な学生に対して、学ぶことに対する知的な興味と関心、そして熱意を育てることができるような

カリキュラム編成となるよう努力している。

他方、入学試験においては、こうした学部の教育に必要な基礎学力を測定することが必要となる。各学科は学生に対して、それぞれの専門的分野の基礎学力を育成することに力を注ぐが、そうした学習を支える基本的な能力として、①日本語読解能力と論理的な思考、②外国語能力、③社会科学的な思考とデータ解析能力、などの育成が重視される。入学試験においては、こうしたカリキュラムに対応する基礎学力を測るという観点から、「国語」「外国語」「地歴・公民・数学」の三科目が試験科目として設定されている。

【点検・評価】

学部の理念に基づいて入学者の受け入れ方針を確定し、それを実現するために複数の入学試験を実施することで、学生の受け入れと学部の理念、教育目標の実現が一貫性をもって展開されている。つまり、学生の受け入れの段階から、多様化する社会に貢献する優秀な人材を輩出するという学部の教育の目標を明確にしている一方で、受け入れた多様な学生に対応するカリキュラムを提供しており、学生の受け入れと学部の教育・人材育成が相互に関連して機能している。

現時点で、学生の受け入れ方針に大きな問題はないが、若年人口の減少などに伴い、「潜在能力のある多様な学生を広く受け入れる」というだけでは対応できなくなる状況が考えられる。

また、政治学科の特別選抜コース（FT コース）など新たな制度を導入したことに伴い、新カリキュラムでの教育に合致する学生を広く募集するため、新たな入試制度を導入する必要が生じている。

【改善方策】 まず、政治学科は、特別選抜コース（FT コース）進学の可能性のある学生を確保するため、「自己推薦特別入学試験」を2008年度（平成20年度）から導入する予定である。このように、学部としてどのような学生を重点的に受け入れるのかという方針を具体化すれば、それに対応する制度の検討が可能となると言える。

よって、若年人口の減少などに対応する場合にも、積極的に受け入れる層をより具体化した方針を検討する必要があるだろう。長期的に、「受け入れ方針」をより具体化し、場合によっては、それに対応して入学者選抜制度の変更や新規導入も検討するという改善方策が考えられる。

（入学者選抜の仕組み）

B群 入学者選抜試験実施体制の適切性

B群 入学者選抜基準の透明性

C群 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

（入学者選抜方法の検証）

B群 各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

C群 入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導

入状況

【現状の説明】 入学者選抜試験実施の体制は、法学部長を統括者として、入試企画運営委員と入試広報委員が入試委員として責務を負っている。

入学試験において大きな位置をしめる一般入試の実施に関しては、全学的な体制で作業が進められており、全学に関わる事項「学生の受け入れ」の項に詳細に記述しているため、その部分を参照されたい。そこでは、入試関連の情報公開や検証の全学的なシステムについても記されている。

募集・応募人数の少ない特別入試に関しては、入試日・試験科目・試験時間・出願資格等について、学部教授会を経て入学試験委員会において審議・決定した後、実際の試験は学部主体で実施している。

【点検・評価】

入学試験の実施に関して、全学一元的なシステムが構築されていることで、全学の協力体制が必要な一般入試もスムーズに実施できている。

しかし、入学関連情報の公開、入学者選抜とその結果を検証するシステムなどに関しては、必ずしも整備されているとは言えず、制度の必要性に関する議論もあまり行われていない。

また、一般入試以外に、各学部が様々な特別入試を実施するようになっており、それらを統括する入学課の体制強化も求められている。

【改善方策】 入試関連の情報公開や検証のシステムは、各学部や出題主任の判断に委ねられるのではなく、大学全体で整備されるべきものである。しかし、この点に関しては、どんな制度が必要なのかという検討もほとんどなされていない。まずこの点から始めるべきであろう。

(入学者選抜における高・大の連携)

C群 推薦入学における、高等学校との関係の適切性

C群 入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけ

【現状の説明】 指定校による推薦入学と同一法人内の学習院高等科および女子高等科からの推薦入学を実施している。

指定校推薦入学に関しては、法学部の推薦指定校選定委員が、選定基準・指定校・依頼人数などを検討し、推薦を依頼する指定校と依頼人数を選定する。それを、学部教授会の審議を経て入試委員会で審議決定し、指定校への推薦依頼を行っている。選考は、出身学校長から提出される調査書による書類選考で行われ、出願要件を満たした志願者は全員合格としている。入学者の学業成績追跡調査結果は、指定校選定の見直し作業において、指定校取り消しを判断する際の一つの基準となる。

両高等科からの推薦においても、学部教授会を経て入試委員会で審議し、両高等科への推薦依頼を行っている。両高等科とそれぞれ協議して設定した進学基準に基づき、両高等

科長の推薦によって、試験を課すことなく一定数の入学者を受け入れている。

こうした推薦入学においては、調査表に記載される評定平均値が基準値に達していることが、学校長による推薦要件になっている。そのため、学部においては、推薦入学の出願資格の有無を確認するものとして、高等学校の調査表が位置づけられている。

【点検・評価】

大学基礎データ（表 13）を見てもわかるように、法学部の推薦による入学者の数は、かなり多い。これは、法学部における教育を評価し、本学部入学を希望する学生が多いということを反映したものと捉えることができる。また、入学者の学業成績追跡調査を見ても、推薦入学者の成績は全般的に良好だという結果が得られている。このように、推薦入学制度は意欲ある優秀な学生を確保する制度として機能しており、これが円滑に機能しているのは、学部と高等学校との関係が適切に維持されているからだと評価できる。

上記のように、推薦入学において応募者が多いということは、入学者全体に占める推薦入学者の割合の高さという結果を招いている。これは、一般的には閉鎖的なイメージを与え、付属校や推薦指定校という一部の高校のみと関係が深いという誤解を与えかねない。

【改善方策】 まず、推薦指定校と依頼人数を調整することで、推薦入学者の絶対数を多くなりすぎないように調節する。それに際しては、入学者の学業成績追跡調査結果などを活用し、学部が想定している推薦入学の基準に達していないと思われる高校の依頼を取り消すなど、明確な基準による見直しを行う。

また、付属校推薦入学は、「幼稚園からの一貫教育」の理念を掲げる学習院という同一法人内の高等科・女子高等科からの推薦入学であるため、本学部と両高等科が協議して、適切な推薦依頼人数を設定することが必要である。

C群 高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性

【現状の説明】 本学部が高校生に対して行う進路相談・指導の場としては、全学的に行っているオープン・キャンパスが主たるものである。2006年（平成18年）度には、8月5日、9月2日、10月28日の3回行われた。法学科・政治学科は、それぞれ学科紹介や模擬講義を行い、同時に、個別相談のブースを設けて、様々な質問に対応した。

また、法学部は、高等学校・予備校などに対して学部を紹介する広報活動を行い、それを通じて高校生への情報伝達を図っている。

まず、高校生へのメッセージやカリキュラム紹介も記載した学部広報誌を、全国の高校、予備校などに広く配布している。学部全体の取り組みのみならず、各学科が独自の広報活動を展開している。法学科は、司法試験・国家公務員試験等を目指している学生を主要なターゲットとして、広報誌を作成・配布してきた。政治学科は、ウェブサイトの作成と高校生・予備校生へのダイレクトメールの送付を通じて、「特別選抜コースがある学習院大学法学部政治学科」の認知度を高めようと試みた（これらの詳細については、「学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性」の項目を参照されたい）。

【点検・評価】

いくつかの機会を通じて、法学部では、直接高校生に対して情報伝達を行っているが、こうした機会は、一方的に当方の情報を伝える場ではない。高校生が何を大学・学部選択の基準としているのか、何が高校生にアピールするのかという点を、学部の側が知ることができる場となっている。

但し、高校生に対して、直接情報伝達を行う機会は決して多くない。しかし、これ以上、オープン・キャンパスの機会を増やしても、コストの大きさに見合う効果が得られるとは思われない。

【改善方策】 高校生の進路選択に影響を与え得る高校の進路担当者や予備校関係者に対して、入試広報を積極的に展開し、こうしたルートを通じて高校生への情報伝達を図る。

(定員管理)

A群 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性

A群 定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

B群 定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況

【現状の説明】 学生収容定員は 1920 名、在籍学生数は 2058 名、その比率は 1.07、入学定員は 480 名、入学者数は 430～530 名、その比率は 1 割減～1 割増、編入学定員は若干名、編入学者数は 0～2 名である。

【点検・評価】 2001 年度からの定員充足状況の推移を点検すると、2003 年度の異様な充足率（約 125%）は入学手続き者が予測外に多かった変調によるが、それを除けば 2006 年度までは 110%前後でおおむね適正に推移してきている。なお、2007 年度の入学者数は、予想に反して合格者の入学手続き率が少なかったため定員より 1 割減となったが、これは入試日程の前倒しによる一時的な影響と想定している。

【改善方策】 現在の学生定員は 480 人（通減して 2004 年度から固定）であるが、法科大学院の創設と政治学研究科の再編、政治学科・特別選抜コースの構築を終えた以上、2004 年度から制度化した定員数の変更などの、学部レベルの組織改革は当面は必要ないと考えている。これまで法学部では 3 年おきに推薦指定校を見直す際、定員充足の戦略をその度に再考してきたが、近年は必要があれば適宜微調整を図る態勢を作っている。もとより、今後も充足率を適正に保つために、競合する大学の入試動向を毎年、丹念に調査する仕組みは維持すべきであろう。

(編入学者、退学者)

A群 退学者の状況と退学理由の把握状況

C群 編入学生及び転科・転部学生の状況

【現状の説明】 毎年 20 数名が退学している。退学理由の内訳は、一身上の都合により

(26%)、進路変更のため(14%)、就職のため(14%)、家庭の事情により(10%)、勉学意欲喪失のため(10%)、他大学入学のため(9%)、協定留学期間終了のため(5%)、病気のため(3%)、在学年数満了により(3%)、退学処分(2%)となっている。

編入学生は例年1、2名いる。転科・転部学生は例年、法学科に入る者が4、5名、政治学科に入る者が0～2名いる。

【点検・評価】 退学は必ずしも好ましい事態ではないが、理由によっては大学としてはいかんともしがたいものもある。編入学生及び転科・転部学生に関してはこれが適正規模であるとする。

【改善方策】 より魅力ある授業を展開していくことが必要である。

4 教員組織

【目標】 法学あるいは政治学の中で、幅広い分野にわたって、それぞれ第一線の研究者を、教員として組織することを目標としている。

A群 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

A群 大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性

【現状の説明】 法学科では、オールラウンドな法曹を育てるため、オーソドックスかつハイレベルな教育を目標とする。課程は4つの科目群から構成され、それぞれの分野を専門とする教員が組織されている。具体的には、第1に公法系の領域で、憲法、行政法（2人）、国際法、租税法、経済法を専門とする教員がいる。第2は民事法系の領域で、民法（5人）、商法（2人）、民事訴訟法（2人）、労働法、知的財産法、国際私法を専門とする教員がいる。第3は刑事法の分野であり刑法（2人）、刑事訴訟法を専門とする教員がいる。第4に、基礎法の領域には、英米法を専門とする教員がいる。そのほか、学習院法科大学院に所属する専任教員として、憲法（2人）、商法（1人）、民事訴訟法（2人）、の教員がおり、学部専任教員と連携して教育を行っている。

政治学科では、3つの科目群から構成され、それぞれの分野を専門とする教員が組織されている。具体的には、第1に日本政治・政策研究の領域で、政治学（2名）、行政学、日本政治過程論、日本政治外交史、のそれぞれを専門とする教員がいる。第2は国際関係・地域研究であり、国際政治（2名）、東アジア政治、中国政治、ヨーロッパ政治史、のそれぞれを専門とする教員がいる。第3は社会・公共領域研究であり、日本政治思想史、西洋政治思想史、社会学（2名）、社会心理学、公共哲学、のそれぞれを専門とする教員がいる。

【点検・評価】 学生定員は法学科が250名、政治学科が230名で、それぞれ学士（法学）と学士（政治学）が授与されるが、35名前後の法学部教員が、適切な専門分野別に配置され、教育を担っている。現状としては研究教育に向けた必要条件をみたしている。

法学部の専任教員は、講義・演習等の所定の教育はもとより、自己の研究に専ら従事しており、また科会や教授会などでの教育研究をめぐる改善・対策などの議論に定常的に参加している。専任の担当科目の休講は少なく、適宜補講もなされている。専門分野によっては、学外の諸機関から懇請されて、審議会等の委員を引き受けている専任教員もいるが、それらの仕事も副次的には本学部での教育研究に役立っていると想定できる。

学外から採用している特別客員教授は、大学院授業科目も含めて3コマを担当している。その授業に関する学生の評価は概して高いし、学部学生への教育指導や大学院生への研究指導にも熱心である。

【改善方策】 大学財政に余裕があれば、専任教員の増員ができるが、当面は予算定員枠を充足することで対応するしかない。

2008年度にはアメリカ政治の専任教員が補充され、さらにもう1名の専任教員（国際開発論）が新規に着任することになっている。

A群 主要な授業科目への専任教員の配置状況

【現状の説明】 法学科では、専門科目の中心となっている、選択必修科目の必須法律科目及び基本法律科目の講義、専門演習・特設演習については、原則として専任教員か、学習院法科大学院との兼任教員を配置している。その他の選択科目については、他大学兼任教員も一部配置している。

政治学科では、専門科目の中心となっている、選択必修科目の政治学科基礎科目及び選択科目の専門演習・特別演習は、原則として専任教員を配置している。また、政治学科基礎演習、政治学科基礎講義は全て専任教員が担当している。その他の選択科目については、兼任教員も多く配置している。

【点検・評価】 カリキュラムの骨格をなす主要な授業科目には、ほぼ専任教員を順当に配置している。

法学科については、学習院法科大学院との兼任教員が存在するが、学部と大学院は教育面で緊密に連携をとっており、内部の組織としてはほぼ一体として活動しているため、実質はほぼすべての主要科目を専任教員で担っているのに等しい。

政治学科については、主要科目に加えて、1年次を対象とする政治学科基礎演習と政治学科基礎講義に専任教員を充てている。これは政治学科の新入生教育に対する意気込みを示すものである。政治学科の教員構成は現状においてほとんど教授となっている。

【改善方策】 財政上、予算定員枠が拡充されれば改善の余地もあるが、現状としては適正な配置を確保している。それゆえ、別段改善の必要はないものと考えている

A群 教員組織における専任、兼任の比率の適切性

A群 教員組織の年齢構成の適切性

【現状の説明】 専兼比率は、法学科について、専門教育の選択必修科目では87%、全開設授業科目では82%である。教養科目の選択必修科目では25%、全開設授業科目では25%である。政治学科にあつては、専門教育の選択必修科目では84%、全開設授業科目では57%、教養科目の選択必修科目では18%、全開設授業科目では25%である。

教員組織の年齢構成は大学基礎データ（表21）の通りである。

【点検・評価】 専門教育については概ね8割であること、教養科目については科目の性質上兼任に依存せざるを得ない面があることからして、概ね問題はないと考える。但し、政治学科の専門教育の全開設授業科目の専兼比率はあまり高くないと評しうる。

31～35歳が突出して多い他、40歳台も比較的多い。もっとも、教員の採用は、教育・研

究における能力を重視しているため、この程度の年齢構成のばらつきは、許容範囲内だと考える。むしろ、全体として若手が多いことは、組織に活力があって望ましいともいえる。

【改善方策】 政治学科の専門教育の全開設授業科目の専兼比率は、例えば非常勤担当科目の一部整理・見直しを含め、今後高める方向で検討していく必要がある。

B群 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

【現状の説明】 法学科においては、公法系、民事法系、基礎法系といった各分野において、また政治学科においては日本政治・政策研究、国際関係・地域研究、社会・公共領域研究の各分野において、カリキュラムや人事について、適宜協議がなされている。全体としては、各学科の科会において、教務委員を中心にして、適切に連絡調整を行っている。

【点検・評価および改善方策】 両学科において、各分野別に責任を分担して教育研究に臨める編成ができあがっており、また学科全体や学部全体についてはそれぞれ科会や教授会で、学科主任と教務委員を中心に綿密な連絡調整がなされている。現状では特に改善方策の必要はないと考えている。

C群 教員組織における社会人の受け入れ状況

C群 教員組織における女性教員の占める割合

【現状の説明】 政治学科では特別客員教授として、社会人を1人受け入れている。女性教員は、法学科は20人中2人（10%）、政治学科は16人中2人（12.5%）が女性教員である。

【点検・評価】 学界外からも教員を受け入れることは、第一線の教員を揃えるという目標に適うものである。但し現在の水準では、まだ十分であるとは言えない。女性教員の割合についても、教員の多様性という点で、不十分であることは否めない。

【改善方策】 今後も特別客員教授という形で積極的に社会人を受け入れていきたい。

2008年度に2人の女性教員が政治学科に着任することが既に決まっている。今後も人事更新の機会を利用して増やしていきたい。

（教育研究支援職員）

A群 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

C群 ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

【現状の説明】 外国語教育研究センターが編成・提供する外国語科目とは別に、法学部として行う外国語教育は主として専任教員によってなされている。また法学部としていくつかの授業では情報処理関連教育（演習）が行われている。

延べ24名のティーチング・アシスタントを、15名の教員が、24科目で、延べ800時間、

使用している。内容としては、授業運営の補助、(講義)資料や教材の調査・収集・作成・整理、統計ソフト SPSS の指導・補助、OHP 使用補助、文献講読の補助、研究指導の補助、試験答案やレポートの採点・添削補助、などがある。

【点検・評価】 一般的な外国語教育、情報処理関連教育については、外国語教育研究センター、計算機センターが主として行っているため、現状でも特に問題はない。ティーチング・アシスタントについては、現時点でも十分な活用が見られるが、さらなる拡充が望まれる。

【改善方策】 ティーチング・アシスタントについては、予算的な手当を用意する他、優れた大学院生を多数獲得することが必要である。

A群 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

【現状の説明】 教育研究支援職員として、概ね専任教員4人につき副手1人が配置されている。副手は法学部共同研究室で勤務し、日に3回、教員の個人研究室を巡回する他、電子メールなどで常時連携を図っている。業務上も密接な協力関係にある。

【点検・評価】 副手による支援により、専任教員の教育研究および行政的実務の効率性は極めて高められている。本学が他大学に比べて著しく優れた点の1つであると評し得る。

【改善方策】 今後も現在と同等水準の教育研究支援体制を維持する。

(教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続)

A群 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

B群 教員選考基準と手続の明確化

【現状の説明】 学科主任は、当該学科での研究業績を中心とした事前審査による採用決定に基づき、教授会で採用人事の審査開始の是非を問う議題を学部長に申告する。学部長は、その採用人事議題を教授会通知に記さなければならない。学部長は、採用人事の審査開始を教授会に諮る。採用人事の審査開始を承認した教授会は、直ちに主査1人、副査2人の審査委員を任命する。主査および副査1人は、採用予定者が所属することになる学科の者でなければならない。審査委員は、審査開始決定時より4週間経過後の教授会で審査結果の報告をする。ただし、やむを得ない事情があるときは、審査結果報告までの時期を短縮することができる。また、審査結果報告の時期を延期するときは、主査は学部長にその旨を伝え、学部長は教授会に報告する。学部長は、審査委員からの審査結果報告に基づき、採用の可否を諮る。

准教授昇格人事は、大学卒業後5年を経過すればなしうる。教授昇格人事は、大学卒業後12年を経過すればなしうる。昇格基準に達する者について、昇格の前年度の10、11月頃の教授会において、所属学科からの提案を受けて、学部長が、教授会に昇格人事の発議をする。教授に昇格すると授業負担が1コマ増となる。

【点検・評価および改善方策】 適切に運用されていると考える。ただし、教授昇格人事

の経過年限の要件は他大学と比べると短いかもしれない。現状では昇格人事の手続きに関し、改善すべき問題点はみあたらない。

B群 教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

【現状の説明】 最近では、2002年に教授1人を公募し、採用した。水準の高い応募者の中から、単に専門家として優れているばかりでなく、従来にはないタイプの教員を採用することができ、学部に多様性をもたらすこともできた。

【点検・評価および改善方策】 あくまで優れた教員を採用することが目的であって、公募はその手段の1つであり、現在の運用状況でも特に問題は生じていない。新しい分野の新規人事ということであれば、研究者情報の収集も制度化されていないので、公募方式が有効である場合もある。

(教育研究活動の評価)

B群 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

B群 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

【現状の説明】 授業評価アンケートが実施され、その集計結果は担当教員にフィードバックされている。またスタッフ・セミナーで教員の研究に対する評価が加えられている。受験生、新入生および有識者に送っている法学部広報誌の中で各教員の研究活動を紹介している。

これまでに発表された研究業績を確認し、かついくつかの著書・論文等を読み込んで精査し、また講義シラバスも提示してもらって、教員を選考している。但し、大学院生や助手の身分にある者を対象として次年度向けに採用する場合については、未公開の研究論文をもとに審査することもある。

【点検・評価】 研究活動についての評価システムは導入されていないが、上記の広報誌に加えて、科研費や外部機関の研究助成を授与される際に、研究成果の評価はなされている。

【改善方策】 授業評価アンケートを活用することが考えられる他、教員同士で授業を参観したり、スタッフ・セミナーをより活性化したりすることで、相互評価を刺激していくことが考えられる。

(学校教育法第58条の改正に伴う新たな教員組織の整備)

B群 教育担当（各授業科目における教育担当の状況とその適切性）

B群 任免手続

B群 教学運営への関与（特に助教を中心に、カリキュラム改定や教員人事などへの関与状況）

【現状の説明】 学校教育法第58条の改正に伴う新たな教員組織の整備は特にない。

【点検・評価】 特に問題はない。

【改善方策】 特に予定していない。

5 研究活動と研究環境

【目標】 各分野で最高水準あるいは最前線の研究を行い、かつそれを可能にする環境を整えることを目標としている。

(1) 研究活動

(研究活動)

A群 論文等研究成果の発表状況

【現状の説明】 別冊の教育研究業績をまとめれば、37人の専任教員について、2002年以降で、作成した教科書・教材・参考書がある者は20名でその平均は3冊、著書・訳書がある者は22名でその平均は3冊、学術論文がある者は33名でその平均は7点、評論がある者は19名でその平均は5点、研究報告等がある者は15名でその平均は4回、講演・シンポジウムがある者は23名でその平均は3回、社会における主な活動がある者は16名でその平均は5点であった。

【点検・評価】 十分に活発な研究成果を発表していると評価できる。

C群 国内外の学会での活動状況

【現状の説明】 別冊の教育研究業績をまとめれば、37人の専任教員について、2002年以降で、学会発表等がある者は13名でその平均は4回、学会における主な活動がある者は14名でその平均は3例、であった。

【点検・評価】 十分に活発な学界活動を行っているとは評価できる。

C群 当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況

【現状の説明】 法学科では、個別の教員がそれぞれの分野で学界を代表するような研究活動を行っている。一例を挙げると、公法分野では、「公法」の復権を唱え21世紀にふさわしい斬新な行政法の構築をめざす著作が発表されている。民法分野では、ドイツ法、フランス法、英米法との比較を踏まえた本格的な研究論文を多数発表している。経済刑法分野では、学界のトップランナーたる教員が斯界初の体系的論文集を公刊している。裁判官としての実務経験を基礎にして編み出された和解技術論・法的交渉論は、民事訴訟法学会や仲裁・ADR学会のみならず、裁判所やADRの紛争解決実務においても好評を博している。また、行政法、国際私法、民法、英米法担当教員の中には、個別的な研究活動を超えて、我が国の立法作業（の準備段階）や行政施策策定作業に参画する形で社会に貢献している者が少なくない。

政治学科では、日本政治研究に関する層の厚さは、他に例を見ない。まず大規模なもの

として、科学研究費補助金の特別推進研究を2本走らせた。1つは、国会議員・高級官僚・圧力団体への面接調査を行い、体系的な統計分析を行ったもので、その成果は『日本政治変動の30年：政治家・官僚・団体調査に見る構造変容』として公表されている。もう1つは、有権者に対する数波にわたるパネル世論調査であり、選挙を中心としつつも、社会資本論など、市民社会の動態に関するデータを収集するもので、この成果も『シリーズ21世紀初頭日本人の選挙行動』として順次刊行中である。この他にも、教員同士で有機的連関のある共同研究もなされており、例えば、国会に関する研究、司法府・行政府・立法府の戦略的相互関係に関する研究、政治研究におけるシミュレーションおよび実験的アプローチの可能性の研究、政策ネットワークの変容に関する実証的研究、近代日本における政治外交指導者の国際比較の視点からの研究、日韓民主主義の展開と市民社会論の比較、中国台頭と対外関係プロジェクト、政治と時間・政治体制の時間構成に関する比較政治学的研究、などがある。また『アクセス日本政治論』という教科書の共同執筆もなされている。この他、単に学術的研究ばかりでなく、シンクタンクや各種NPOを通じて、現実の日本政治に対する発言も積極的に展開している。

【点検・評価】 多方面において、水準の高い研究成果を出している。

【改善方策】 まだ必ずしも社会に知られていないので、広報に力を入れた方がよいであろう。

(研究における国際連携)

C群 国際的な共同研究への参加状況

【現状の説明】 具体例として次のようなものが挙げられる。

- ・ 国際シンポジウム"Language Regimes in Transformation"への企画および参加(成果は、Coulmas, Florian (ed.), "Language Regimes in Transformation, Future Prospects for German and Japanese in Science, Economy, and Politics," Mouton de Gruyter, Berlin, 2007. として出版)
- ・ Minerva's Moment: Japan, Canada and the EU in Global Institution-Building プロジェクトへの参加と論文集への寄稿
- ・ 国際交流基金日米センター(SSRC)と米国社会科学研究評議会(CGP)とのジョイント・セミナー Memory, Reconciliation, Security in the Asia-Pacific Region: Implications for U.S.-Japan Relations での報告
- ・ Institute for Historical Justice and Reconciliation の日中和解の方法を探るプロジェクト
- ・ 国際高等研究所(京都府)国際プロジェクト「コア・エグゼクティブと公務員制度」研究会主催
- ・ 本学東洋文化研究所の「中国の台頭」プロジェクト
- ・ World Internet Project への参加、国際シンポジウムならびに研究報告会におけるパネ

リスト

【点検・評価】 上記はあくまで例であり、現時点でも既に相当数の参加が達成されているといえよう。しかしまだ必ずしも十分ではない。

【改善方策】 海外の研究者を講演会に招くことなどを通じて、国際的な共同研究への参加の糸口をつかんでいくことを検討している。海外旅費などを援助する短期内外研修費の仕組みをより多くの教員が使いやすいものに改善していくことも大切であろう。

(2) 研究環境

(経常的な研究条件の整備)

A群 個人研究費、研究旅費の額の適切性

【現状の説明】 個人研究費は1人40万円支給されている。研究旅費について、2006年度の実績では、長期留学は国外が3件で909万円、国内が1件で101万円、学会等出張旅費は国外が1件14万円、国内が8件35万円である。

【点検・評価および改善方策】 他大学と比べれば恵まれた環境にあると言えるが、国内遠方での学会報告などを考えると、研究旅費が潤沢であるとまでは言えない。積極的な研究発表を目指す上では、国内遠方での学会報告に対する研究旅費枠の導入を検討すべきであろう。

A群 教員個室等の教員研究室の整備状況

【現状の説明】 東2号館においては、全専任教員に1つの研究個室(27.9平米)が割り当てられている。それぞれスライド式の二重の本棚が備えられている。ただし、若干名の若手教員が東1号館の24平米の研究室を使用している。

【点検・評価】 おそらく都内で1、2を争う広さではないかと思われ、申し分ない。

【改善方策】 中央教育研究棟が竣工すると、法科大学院の専任教員が東2号館から移動する予定になっているので、東1号館の研究室を利用している教員もすべて東2号館に移ることになる。

A群 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

A群 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

【現状の説明】 法学科では、教授が学部の授業に割く時間は、週4コマが標準とされてきた。また法科大学院の開設に伴い、学部専任教員が学習院法科大学院の授業を受け持った場合には、それも授業負担としてカウントすることになっている。

政治学科では教授が学部の授業に割く時間は、週4コマが標準である。

これ以外に大学院の授業、学内行政に費やす時間を差し引いた残りが、研究時間である。

【点検・評価】 一部国立大学に比べれば多いものの、多くの私立大学と比べれば十分な

研究時間が確保されている。

法学科については、法科大学院の開設以前に比べると、教員の研究時間が減少しているという印象を受ける。

概して、教務や組織運営・広報も含めた行政的な仕事は増えつつある。

【改善方策】 行政的な業務が一部の教員に傾斜することのないよう、中期的な仕事の配分を適切に考慮する必要がある。また、長期的には事務部門の強化によって、教員の行政的業務の軽減を図っていく必要がある。

B群 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

【現状の説明】 共同研究費は特に制度化されているわけではないが、2006年度は、日本社会情報学会が本学で開催された関係で、学会援助金が支出された。

【点検・評価】 個人研究費が十分に手当てされているので、特に問題ない。

(競争的な研究環境創出のための措置)

C群 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

【現状の説明】 科学研究費補助金は毎年0～4件応募して、0～2件採択されている。研究助成財団などへは毎年1～8件応募して、1～6件採択されている。

【点検・評価】 必ずしも申請が活発で採択率が高いとは言えない。

【改善方策】 採択率を上げるべく、より魅力的な研究計画を提示する努力が求められよう。

(研究上の成果の公表、発信・受信等)

C群 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

C群 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

【現状の説明】 『学習院大学法学会雑誌』が年2回刊行され、専任教員に研究論文・研究成果を公表する機会を提供している。また同誌を、国内外の大学や研究機関が発表する紀要等と交換することで、これら外部機関の研究成果を受信している。

【点検・評価および改善方策】 研究論文の発表の支援については適切であるが、著書として公刊する場合の出版助成の仕組みは学部としては備えていない。学習院大学としては出版助成の制度が存在しているが、法学部としては教員と学生が加盟する法学会による一部助成という方式を検討することも必要であろう。

6 施設・設備等

【目標】 法学部では、学生が豊かな人間性をはぐくみつつ深い学識と幅広い教養を身につけ、教員が優れた研究成果を挙げることを可能にするような、施設・設備等を提供することを目標としている。

法学部は経済学部とともに13階建ての教育研究棟（東2号館）を有し、その中に法経図書センターが5層分を占めている。それに東1号館の2層を教員等の研究室に利用している。法経図書センターは、開架・閉架も含め立派な施設である。東2号館の1階には、演習室や自習室、学生ロビーが配置され、良好な教育環境を保障している。中央教育研究棟が完成したあと、法学部の施設をいかに適切に利用していくか、検討する必要がある。

以上の他、全学に関わる事項「施設・設備等」の項での記述に法学部として付け加えることはない。

7 図書館および図書・電子媒体等

【目標】 法学部・経済学部図書センターを通じて、法学・政治学に関する内外の書籍・雑誌・資料を広範に収集するとともに、それらを的確に配架して、学生・教員に提供することを目標としている。

全学に関わる事項「図書館および図書・電子媒体等」の項のうち、法学部・経済学部図書センターに関する記述を参照されたい。

8 社会貢献

【目標】 法学部は、その教育理念にもある通り、日本社会の発展を担いつつ国際社会の平和と安寧に寄与することのできる優れた人材を育成し、社会に送り出すことを、目標としている。また研究の成果を通じて社会に貢献することも目標としている。

(社会への貢献)

B群 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

【現状の説明】 具体例として次のようなものが挙げられる。

- ・ ㈱東京証券取引所を訪問し、証券取引所の仕組みと証券取引を規制する法制度について講師の説明を受けた。
- ・ ㈱電通を訪問し、同社の社内セミナーにおいて学生から企業のディスクロージャーに関する法制度について報告を行い、意見交換を行った。
- ・ ㈱三菱東京UFJ銀行から数名の講師を迎え、銀行実務に関する質疑応答を行った。
- ・ ㈱ジャスダック証券取引所を訪問し、証券取引所の仕組みと証券取引を規制する法制度について講師の説明を受けた。
- ・ ㈱電通を訪問し、同社の社内セミナーにおいて演習担当者が行った企業の内部統制に関する法制度に関する講演会を聴講すると共に、同社の従業員および同セミナーの共同講師であった弁護士と意見交換を行った。
- ・ 共同通信社を訪問し、通信社の仕組みや報道体制について幹部社員の説明を受けた。
- ・ 西村総合・長島大野法律事務所の見学、弁護士（アンダーソン毛利法律事務所）による講演を受けた。
- ・ 富士通の社員による知的財産に関する講演を受けた。
- ・ 毎年2名程度、外務省又は経済産業省の担当職員を招いて、講義又はゼミで講演会を行っている。

【点検・評価】 上記はあくまで例であり、現時点でも既に相当数の参加が達成されているといえよう。しかしまだ必ずしも十分ではない。

【改善方策】 受け入れる側にとってもメリットがあるような形での交流を模索していく。

B群 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況

B群 教育研究上の成果の市民への還元状況

【現状の説明】 具体例として次のようなものが挙げられる。

- ・ 「日本の司法—裁判が変わる！ 暮らしの法知識」と題した豊島区の区民教室を5回にわたって行った。民法や会社法といった基本的な法律の全面改正および裁判員制度の

- ・ 目白地域の活性化に、学生の視点から貢献しようとする、目白プロジェクトを企画した。目白プロジェクトの一環として、目白商店街との連携により、「目白インターネットキャスティング (Mejiro Net-Casting, MNC) の放映を行った。目白ネットキャスティングとは、インターネットを利用して、学生たちが中心となってビデオの制作、編集などを行い、月2回のペースで、1本20分程度の番組を1年にわたってオンエアした。
 - ・ 長野県の税理士有志の勉強会へ出講した。
 - ・ ジェトロ (日本貿易振興機構) で講演した。
 - ・ 財団法人マルチメディア振興センター内Eジャパン協議会が主催した「NPOと地域活性化—e-Japan 戦略の新しい流れ『e コミュニティが変える日本の未来』出版記念シンポジウム」において、基調講演「複合メディア環境と地域コミュニティ」を行った。
- 以上の他、学習院大学生涯学習センターで本学部教授が授業を担当することがある。

【点検・評価】 教育研究上の成果の市民への還元を必ずしも主たる目標としていない中では、ある程度の水準に達していると思われる。

B群 国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況

【現状の説明】

国の政策形成への寄与の具体例として次のようなものが挙げられる。

- ・ 国民生活審議会会長
- ・ 行政改革専門調査会座長
- ・ 科学技術・学術審議会・学術分科会長
- ・ 内閣府政府広報事業評価基準等検討会委員
- ・ 内閣府「第5回情報化社会と青少年に関する意識調査」企画分析委員
- ・ 総務省政策評価独立行政法人評価委員会委員長
- ・ 総務省衆議院選挙区確定審議会会長
- ・ 総務省情報通信審議会専門委員及び映像国際放送の在り方に関する検討委員会
- ・ 総務省官民人事交流推進会議委員
- ・ 総務省自治行政局自治政策課「ICTを活用した地方行政への住民参画のあり方に関する研究会」委員
- ・ 司法制度改革推進本部・知財訴訟検討会
- ・ 法制審議会
- ・ 外務省参与
- ・ 外務省海外交流審議会委員および同審議会の政策広報専門部会長
- ・ 外務省国際法局などの研究会における国際法問題への助言
- ・ 私法統一国際協会 (UNIDROIT) リースモデル法起草政府専門家委員会日本政府代表

- ・ 社会資本整備審議会
- ・ 独立行政法人評価委員会
- ・ 関税・外国為替審議会
- ・ 金融審議会金融分科会第2部会「信託に関するワーキング・グループ」メンバー
- ・ 宗教法人審議会
- ・ 文化審議会
- ・ 大学設置・学校法人審議会専門委員
- ・ 産業構造審議会
- ・ 国土審議会専門委員

地方自治体等の政策形成への寄与の具体例として次のようなものが挙げられる。

- ・ 秋田県・総合政策審議会会長
- ・ 京都市基本計画点検委員会委員
- ・ 静岡県、三重県の税財政に関する研究会
- ・ 大学評価・学位授与機構の法科大学院評価委員長
- ・ 国際連合大学学長特別顧問
- ・ 「あすのまち・三鷹」プロジェクト審査・評価委員

【点検・評価】 上記はあくまで例であり、現時点でも既に相当数の寄与が達成されているといえよう。

【改善方策】 国や地方自治体の政策形成にも意義を持つような研究を引き続き積み重ねていく。

9 学生生活

【目標】 法学部は、学生が単に勉学ばかりでなく、課外活動などの日常生活全般においても、快適なキャンパス・ライフを送ることができるよう、適切な環境を整備し、提供することを、目標としている。

1～2年次については、20名前後のホーム・ルームを法学部教員が担当し、学生の相談にのるようにしている。3～4年次については、主に演習指導・ゼミ旅行などを通じ、間接的に学生の生活について関わっている。東2号館に開放的なロビーを提供しているので、学生は懇談、休憩の場として活用している。課外サークル等で学生生活をエンジョイしている学生が大半であろうが、教育・研究面での学生生活の便宜をはかるために、図書室、自習室、談話スペース、情報端末スペースを用意しているので、現状として不備はないと思われる。学部単体としてではなく、大学全体として学生の意見・要望を多面的な方法で収集し、必要なら適切な対策を講じるべきであろう。

以上の他、全学に関わる事項「学生生活」の項に、法学部として付け加えることはない。